

意見書 (医師記入)

つみき保育園 殿

入所児童氏名:

令和 年 月 日生

(病名) 該当疾患に☑をお願いします

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 麻しん (はしか) ※ | <input type="checkbox"/> 咽頭結膜熱 (プール熱) ※ |
| <input type="checkbox"/> インフルエンザ ※ | <input type="checkbox"/> 流行性角結膜炎 |
| <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症 ※ | <input type="checkbox"/> 百日咳 |
| <input type="checkbox"/> 風しん | <input type="checkbox"/> 腸管出血性大腸菌感染症 (O157 O26 O111 等) |
| <input type="checkbox"/> 水痘 (水ぼうそう) | <input type="checkbox"/> 急性出血性結膜炎 |
| <input type="checkbox"/> 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) | <input type="checkbox"/> 侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎) |
| <input type="checkbox"/> 結核 | |

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

令和 年 月 日から登園可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関名:

医師名:

※ 必ずしも治療の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※ かかりつけ医の皆さまへ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活ができるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※ 保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの症状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育所に提出して下さい。

医師が意見書を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻しん (はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	発状が有る期間 (発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日経過していること (乳幼児にあっては、3日経過していること)
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症した後5日経過し、かつ解熱した後1日経過していること (無症状の感染者の場合は、検体接種日を0日目として、5日を経過すること)
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘 (水ぼうそう)	発しん出現1~2日前から痂皮 (かさぶた) 形成まで	すべての発しんが痂皮 (かさぶた) 化していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腺腫が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	-	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 (O157.O26.O111 等)	-	医師により感染の恐れがないと認められていること。 (無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。)
急性出血性結膜炎	-	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	-	医師により感染の恐れがないと認められていること

※ 感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については (-) としている。